

第 5 回役員会議事録

日時:平成 21 年 2 月 7 日(土)13:00~16:00

場所:五反田事務所会議室

(役員) 井部、小泉、深山、中西、坂本 欠席:濱田、井上、中村、野嶋、安酸、村嶋

(事務局)山口、畠山、高村、平林(記録) 欠席 山田

1. 役員会開催について

欠席者は多いが役員会開催条件の規定はない。欠席者は委任状をとるようにしたらどうか。

2. 平成 20 年度第 4 回役員会議事録(案)確認 (資料 1)

以下の 2 か所の修正を行うことで議事録として承認された。

- ・臨時委員会 ②看護学教育評価機関検討委員→看護学教育評価機関検討委員会
- ・3. 法人化の進捗状況 検討事項 1) 役員個人を設立時社員する→役員個人を設立時社員とする

3. FD 委員会の名称について

第 4 回議事録では、「大学力向上委員会とする」と記録されているが、妥当であるかについて検討された。

- ・「大学教育向上委員会」「看護学教育向上委員会」などの意見が出された。
- ・上記の名称では各委員会で行なっている内容まで含んでしまうことになるため、規約の改正までしないで、「FD 委員会」のままでし、趣旨の変更を明確に記載することとなった。

4. 平成 20 年度各事業活動計画 経過報告と審議

常設委員会

① 専門看護師教育課程認定委員会 (資料 2)

井上委員長が欠席のため、井部会長より資料と委員長からの報告をもとに説明があった。

- ・審査要項には、これまで相談役となるために分科会委員長を掲載していたが、副委員長名を掲載することとなったことが報告されたのを受け、事業活動報告書等、本委員会で委員会メンバーが記載されているものには、委員がどの分科会を担当しているかを掲載することとなった。
- ・日本看護協会の専門看護師個人認定申請条件の、実務研修を 1 年ではなく 6 か月とすること、認可されている教育機関の修了以外で申請する場合に教育要件の受験資格を審査する(審査料 2 万円)件が報告された。
- ・委員長・副委員長の正式決定は 21 年度に入ってからなので、活動経過報告には業務の継続性のために次期委員長・副委員長の推薦を行ない、決定を 21 年度に行なうことを記載しておく必要がある。

② 高等教育行政対策委員会 (資料 3)

井部委員長より資料にそって説明があった。

文献検討の結果、教育背景による効果の立証は極めて少ないことが報告されたのを受け、意見交換があつた。

- ・1980 年代米国の倫理の研究では、教育レベルの高いほうが倫理的判断が優れていることが研究としてある。
- ・早期離職者は大卒が少なく、専門学校が多いという報告がある(小泉)。その調査は母数が少ない(坂本)、対象者が大学病院勤務である(井部)などから調査の結果が一般的であるとはいえない。

- ・どれだけの人が病院に大学が入っているのかがわかるとよい（坂本）。
- ・教育背景と病院機能評価との関係が明らかになるとよい（中西）。
- ・クリニカルインディケーターが明確で、共通だと病院間の比較ができる（井部）。
- ・どちらが優れているという言い方はよくないが成果は見えたほうがよい（坂本）。
- ・経済性からいえば大学生は専門学校生の3倍くらいお金がかかっているので成果が求められるのは当然である（中西）。

＜2008年看護学教育に関する見解（案）についての検討＞

- ・2) 看護学教育の質保証②「看護学教育におけるモデル・コア・カリキュラム」（タイトル）
→「看護学教育におけるモデル・コア・カリキュラムの検討」に修正する。
- ・2) 看護学教育の質保証③ファカルティ・ディベロップメント（FD）
→大学教授の組織の運営管理に関する指導力を必要としていることを書き加える（中西）。看護は現在の状況に安住せずに、さらに発展させなければならない。新しい力を作り出し、発展させていくという内容を加える（文章は中西委員が担当することとなった）。
- ・3) 看護学教育を担う大学の自律性
「自律性」Autonomyよりも、大学は「自治」Autonomyが謳われているのであり、「大学教育を担う大学の自治」と明確にしたほうがよい（中西）。
→「自治」とすることになった。

③ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会

安酸委員長欠席のため、中西役員より1月24日に開催されたFD委員会主催の研修会の報告があった。事前申し込みは約50名、参加者は約80名であり期待したよりは少なかった。アンケート結果を見ると、満足度は高かった。教授が看護を引っ張っていく役割をもっている。来年度もその内容を組み入れて計画していきたい。

④看護学教育研究倫理検討委員会（資料4）

小泉委員長より資料に基づいて報告があった。

21年度ワークショップ「看護学教育の臨地実習における倫理的な課題」の事前調査の概要について小泉委員長より説明があったことを受け、個人情報の扱いや学生の情報アクセス方法、教員の指導力等について臨地実習の場での現状について情報交換があった。

次に21年度のワークショップの内容について意見が出された。

- ・臨床の現状と、倫理の問題を明確にしていくことが必要である（中西）。
- ・「倫理とは何か」をしっかり検討して、臨床現場のやりとりに終わらない方がよいと考える（坂本）。
- ・講師からなにかを受身で得ようとする方法はやめたほうがよいのではないか（中西）。

⑤広報・出版委員会

濱田委員長欠席だが、特に報告事項はなし。

⑥役員推薦委員会（資料「組織強化への取り組み」）

野嶋委員長が欠席のため、井部会長より説明があった。

予定されていた役員推薦委員会は欠席が多く中止された。役員会で「組織強化への取り組み」について検討した。

- ・役員数を増加させると機動力が低下する（中西、坂本、深山）。仕事が多くなるので事務局を増加

して仕事ができるようにすべきではないか（坂本）。人件費のために会費を上げることはなかなか難しい（井部）。

- ・役員の負担があるので、複数の委員会を担うことにはならないほうがよい（中西）。来年度新たな事業とし、委員会を立ち上げるのを提案したいのは、「モデル・コア・カリキュラムの検討」と、「法人化の委員会」であるため、増員は必要である（井部）。
- ・前役員会は総会前までを担当し、総会の計画までをしてすぐに次期役員会に渡してしまうのは、次の役員会としてはたいへんである。また担ってきた仕事の最後の責任をとる必要がある（井部・坂本）。
- ・役員を増やすことにすると、利益代表として入ってくるわけではないので、国立・公立・私立のバランスは必ずしも規定しない。最低基準を決めることとし、適した人材を選出する（中西、坂本、井部）。
- ・役員任期が2年では何か活動しようとすると短い。再任されて4年である（坂本）。任期はいじらず、半数が交代するようとする。
- ・意向調査は役員推薦委員会が、会員校に役員に適した代表者をあげてもらい、推薦委員会がそれを受けて推薦していた。これは申し合わせ事項として単年度で役員推薦の方法を提案し、承認された上で実施していた（井部）。
- ・任期中の代表者交代は、大学の後任者が自動的に交代するのではなく、適任者を選出する。（中西）

→次回総会は定款まではいかないので、規約の改正を提案する。

→役員の選出方法については、次の役員会で「法人化推進委員会」などで定款をつくる上で役員選出方法も検討してもらう

→規約の改正が必要な内容

- ・役員の任期は定期総会終了後から始まり、2年後の総会までとする
- ・役員は12名、監事2名の14名体制とする。

→会計年度については現状のまま（4月から3月）とする

→国立・公立・私立から最低1名ずつ入ることとし、比率を決めない。

→役員は2年ごとに約半数が交代する。

→役員の推薦については役員推薦委員会の責任とする。

臨時委員会

⑦高度実践看護師制度推進委員会

野嶋委員長欠席。報告なし。

⑧看護学教育評価機関検討委員会 (資料)

村嶋委員長欠席のため資料を確認した。

宮崎大学、富山大学、沖縄県立看護大学、東京女子医科大学などで試行評価を進めている。課題は次の体制をどのようにするかである。

中西委員よりシンポジウムの告知があった。2月28日（京都）、3月6日（東京）コクヨホールで試行評価結果の共有と改善方策の提示について開催される。

⑨国際交流推進委員会 (資料)

村嶋委員長欠席 特になし

⑩ 12thEAFONS 開催委員会（資料）

村嶋委員長欠席のため、資料にそって井部会長が説明した。

⑪ 事務所整備プロジェクト（資料 5）

坂本委員長より、新しい事項は特にないことが説明された。

3. 法人化に向けた定款案について（資料あり）

山口事務局長より資料に基づいて説明があった。会員校に定款案を配布するところまではできなかった。説明を受けて検討があった。

第1条 英文名はどうするか

→すでに使用している英文名の、Japanese Association of Nursing Programs in University でよい。

第2条 外向けの活動を行なう案を記載してみた。7に高等教育行政に関する事業を追加した。国際交流の記述をどうするか

→ 前回意見がでたように、具体的な事業は変化するので、目的を記載すればよい。

「当法人は、日本の看護系大学相互の連携と協力および海外の看護系大学との交流推進により、看護系大学の発展に貢献し、看護学高等教育行政への意見表明を行うことにより看護の学術・教育の発展と人びとの健康と福祉に寄与することを目的とする。」（提案の文章の修正点：「大学教育の現場を踏まえて」→削除、「提携」→連携、「全人類」→人びと」

第3条 次回の会長から届け出をするとなると福島が事務所となる

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場および電子公告により行なう →官報を追加する

第7条 組織から個人を記載した。

→「看護系学部・学科・専攻」（案にアンダーライン部を加える）

→「教育指導者又は研究者」→「看護学教育研究者」

第8条 会費の納入について記載した

第10条 退社届、死亡または解散

第11条 社員総会の審議事項

第19条 理事の数

→ 規約改正があれば 12 名になる

第25条 召集の通知

第28条 理事会の決議は理事の過半数をもって行なう。

*次回役員会では、現在の規約と対比させて検討する。

4. 会計報告

- ・看護学教育評価機関検討委員会の大学評価委託事業の委託事業費として、1月9日、国庫より 10,255,000 円の入金があった。本部から前もって振り分けた 250 万円を差し引き、残り 7,755,000 円の活動費を委員会に送金した。
- ・FD委員会の予算が不足したので、検討の結果、15 万円の活動費補てんを行っている。

5. 看護系大学の教育に関する実態調査データベース作成について

- ・第1回目：9月1日～9月30日まで新設校10校除く158校対象 回答率=62.0%
- ・第2回目：10月15日～10月31日まで 未回答校60校対象 回答率=79.1%
- ・第3回目：11月17日～11月30日まで 未回答校33校対象 回答率=89.2%
- ・第4回目：12月1日～12月26日まで あと少しで回答が終了する5校対象 回答率=91.1%
144校で終了し、現在集計作業を行なっている。

6. 平成20年度事業活動報告書作成について

原稿締め切り日：平成21年2月27日（金）厳守

EAFONS、看護学教育評価機関検討委員会はまだ事業があり、3月中旬に提出予定。

7. 平成21年度看護関係予算について（資料6）

井部会長より、看護系議員から関係各省庁からの平成21年度予算（案）の概要が示された旨報告があった。

8. 自由民主党看護問題対策議員連盟「看護の質の向上と確保に関するプロジェクトチーム」ヒヤリング

資料7に基づいて井部会長よりヒヤリングの回答が提案され、以下の意見が出された。

- ・見解は、インパクトがあるように強調する
- ・看護基礎教育を高等化（大学化）していくことを出す。
- ・サマライズしたものを出す。

9. その他

①五反田事務所の鍵の管理について

事務局より、不動産会社から、提案された鍵のコピー数が多すぎるという返答だったこと、不特定多数が出入りすることへの懸念を示していることが説明された。

現在の数で回すのは難しいことがある。せめてあと2つ増やして回せるようにするはどうか（中西）。

→委員会開催のために鍵を2つ追加し、全部で5つの鍵を管理することとする。

②事務局の引き継ぎについて（資料8）

事務局提案の資料により確認した。

今後の予定

第6回役員会 日 時：平成21年3月7日（土） 13:00～16:00

場 所：五反田事務所